

番号	医療機関名	指定の種類	指定日	医療機関勤務環境評価センターの評価結果			県による支援の方針
				通知日	評価結果	指摘事項・助言等	
1	鹿児島大学病院	特定地域医療提供機関 (B水準)	令和6年1月24日	評価第23-150号-2 令和5年12月1日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。	労働関係法及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、適切な労働時間管理体制の構築がなされている。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組のほか、都道府県による必要な支援を講じられたい。	鹿児島県医療勤務環境改善支援センターを通じ、医療労務管理アドバイザーの個別訪問による相談対応や研修会の実施など、各医療機関の状況に応じ、必要な支援を行う。
		連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)	令和6年1月24日				
2	鹿児島市立病院	特定地域医療提供機関 (B水準)	令和6年1月24日	評価第23-166号-2 令和5年12月1日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。	労働関係法及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮の取組として、労務管理体制の構築がなされているが、適切な勤務計画の作成に取り組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組のほか、都道府県による必要な支援を講じられたい。	
		連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)	令和6年1月24日				
		技能向上集中研修機関 (C-1水準)	令和6年1月24日				
3	公益財団法人慈愛会 今村総合病院	特定地域医療提供機関 (B水準)	令和6年1月24日	評価第23-33号-2 令和5年9月12日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。	労働関係法及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組が見込まれる。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組のほか、都道府県からの必要な支援を講じられたい。	
		連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)	令和6年1月24日				
		技能向上集中研修機関 (C-1水準)	令和6年1月24日				
4	医療法人徳洲会 大隅鹿屋病院	特定地域医療提供機関 (B水準)	令和6年1月24日	評価第23-153号-2 令和5年12月1日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、労働管理体制の構築が行われているが、計画段階の項目や長時間労働の医師が見受けられることから労働時間の短縮に向けて早期に取り組むことが必要である。 自主的な取組のほか、都道府県による必要な措置を講じられたい。	
		技能向上集中研修機関 (C-1水準)	令和6年1月24日				
5	社会福祉法人恩賜財団 済生会川内病院	特定地域医療提供機関 (B水準)	令和6年1月24日	評価第23-120号-2 令和5年11月17日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、面接指導実施体制の整備やタスク・シフト/シェアへの取組が十分になされている。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組のほか、都道府県による必要な支援を講じられたい。	
6	社会医療法人緑泉会 米盛病院	特定地域医療提供機関 (B水準)	令和6年3月28日	評価第23-374号-2 令和6年2月16日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間管理に向けた取組として、医師の適切な労働時間の把握・管理体制の整備がなされている。 労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けた取組が望まれる。	
		技能向上集中研修機関 (C-1水準)	令和6年3月28日				
7	医療法人青仁会 池田病院	特定地域医療提供機関 (B水準)	令和6年3月28日	評価第23-370号-2 令和6年2月9日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間管理に向けた取組として、医師の適切な労働時間の把握・管理体制の整備がなされている。 労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けた取組が望まれる。	